

平成29年3月30日
四国電力株式会社

広島地方裁判所における伊方発電所3号機運転差止仮処分申立ての却下について

本日、広島地方裁判所において、伊方発電所3号機運転差止仮処分の申立てが却下されました。

本件につきましては、広島県の住民らが伊方発電所3号機の運転差止めを求めて、昨年3月11日に申立てを行ったものです。

これまで、当社は、申立ての却下を求めるとともに、最新の科学的知見も踏まえながら、地震をはじめとする伊方発電所の自然条件を適切に評価し、これを踏まえた安全確保対策を講じ、さらには福島第一原子力発電所の事故を踏まえた対策の強化を行い、伊方発電所3号機の安全性を十分に確保していることについて、裁判所に丁寧に主張・立証を行ってまいりました。

今回の決定は、伊方発電所3号機の安全性は確保されているとの当社のこれまでの主張が裁判所に認められたものであり、妥当な決定をいただいたものと考えております。

当社といたしましては、今後とも、安全性の向上に終わりはないことを肝に銘じ、伊方発電所の安全・安定運転に向け、不断の努力を重ねてまいります。

以上